

1 ファミリー・サポート・センターとは

坂町ファミリー・サポート・センターは子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と、子育ての援助を行いたい人（まかせて会員）が、子育ての相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。

センターが子育ての手助けが必要な人を結び付けるお手伝い（支援）をします。

2 会員になるためには

入会、登録が必要です

会員の条件

●まかせて会員

- ① 町内に住所を有する満 20 歳以上の方
- ② 心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる方
- ③ 資格は問いませんが、自宅で子どもを預かることができる方
- ④ 会員登録後、基礎研修を受けていただきます

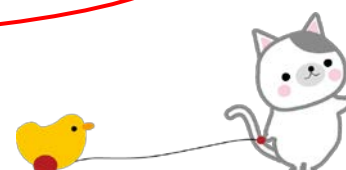
●おねがい会員

- ① 町内に住所を有する方（町内の事業所等に勤務する方を含みます）
- ② 生後6か月から小学6年生までの児童がいる方
- ③ センターの実施する説明を受けていただきます

●両方会員

「まかせて会員」と「おねがい会員」は「両方会員」として兼ねることができます。

登録料・年会費は無料です



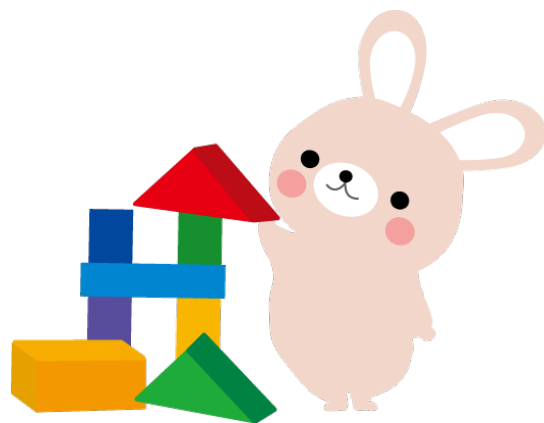
3 援助の内容

相互援助活動として行う援助は、あくまでも単発的・補助的なものです。長時間にわたる援助活動又は専門的な育児や家事を行なうものではありません。子どもを預かる場合は原則としてまかせて会員の自宅において行ないます。援助活動は、早朝・夜間にわたることもあります。宿泊は行ないません。

具体的内容（要綱第11条）

- * 保育所、幼稚園、小学校及び留守家庭児童会の開始まで預かる
- * 学校、保育施設等の保育終了後預かる
- * 学校、保育施設等と援助活動を行う場所との間の送迎
- * 児童の軽度の病気、学校、保育施設等の休日その他の事由がある場合において、臨時的に預かる
- * 冠婚葬祭や買い物等の外出及びおねがい会員の世帯の他の子どもの学校行事の際に児童を預かる
- * その他、おねがい会員の仕事と育児の両立を図るために必要な援助活動を行う

- 例えば……
- ・習い事や美容院に行かれるとき
 - ・産前産後の子どもの送迎
 - ・乳幼児を連れて出かけにくいとき（参観日、病院など）
 - ・育児疲れのリフレッシュなど子育てを離れて自分自身の時間を持ちたいとき

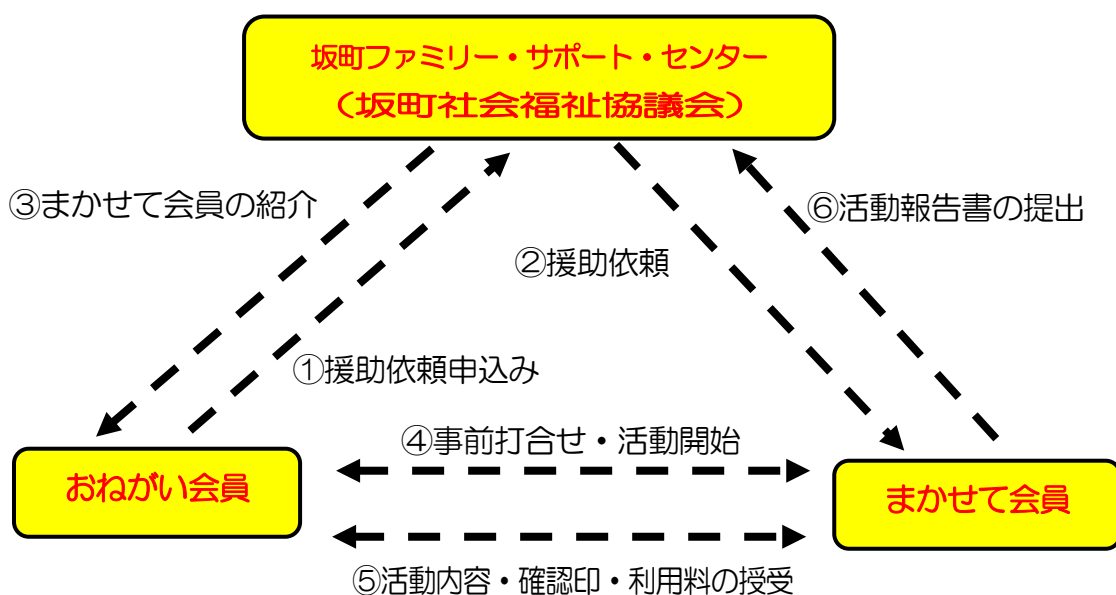


4 センターのしくみ

援助が必要になったら

- ① 援助依頼申込み……………おねがい会員はまず、センターにまかせて会員の紹介を依頼します。
- ② まかせて会員へ援助依頼……………センターはまかせて会員を探し、援助の依頼をします。
- ③ まかせて会員の紹介……………センターはおねがい会員に、まかせて会員の紹介をします
- ④ 事前打ち合わせ……………まかせて会員は、おねがい会員と調整し、まかせて会員宅へ出向き、援助依頼の内容や、自宅や保育施設の確認、預ける子どもの状況など十分な事前打合せをします。
- 《活動開始》……………おねがい会員は、ペアのまかせて会員に援助が必要な日時を連絡し、具体的な援助の依頼をします。決まったら、センターへ電話、ファックス、メールなどで依頼内容・日時を連絡します。
- ⑤ 活動内容・確認印・利用料の授受……………まかせて会員は、援助が終わったら「援助活動報告書」を作成し、おねがい会員に確認印をもらい、利用料を受け取ります。
- ⑥ 活動報告書の提出……………まかせて会員は翌月5日までに1部をセンターに提出します。

活動の流れ



5 会員登録について

センターのしくみやセンター事業実施要綱等を了解のうえ、登録手続きをします。

- センターはおねがい会員にまかせて会員を紹介します。
- おねがい会員と、まかせて会員は、事前打ち合わせをします。(面談)
※ 面談は、子どもとともにまかせて会員のところに出向き、援助してほしいことや、子どもの状況(健康・好きな遊びなど)を話し、自宅、保育施設の確認等十分な打ち合わせをし、お互いに理解を深めておきましょう。

援助が必要になったら

- ① おねがい会員はセンターに依頼の申し込みをします。
- ② センターは、まかせて会員に連絡をします。
- ③ センターは、まかせて会員をおねがい会員に紹介します。
- ④ おねがい会員はまかせて会員と連絡を取り、依頼日当日の打ち合わせをします。(面談)
- ⑤ 援助活動

援助が終わったら

- ⑥ 確認印、利用料の授受
まかせて会員は、援助が終わったら「援助活動の報告」を記入し、おねがい会員の確認印をもらいます。おねがい会員は利用料や、実費をまかせて会員に支払います。
- ⑦ 活動報告書の提出
まかせて会員は翌月の5日までに活動報告書(ファミリー・サポート・センター控用)をセンターへ提出します。
※ 依頼を取り消す場合は、おねがい会員からまかせて会員とセンターに速やかに連絡してください。



6 会員の心得

おねがい会員・まかせて会員

- 坂町ファミリー・サポート・センター活動の趣旨と決まりを守りましょう。
- お互いのプライバシーを守りましょう。
- 必ず事前の打ち合わせ、連絡を行い、お互いの理解のもとに活動しましょう。
- 活動中は会員証を常に携帯し、身分を証明する必要があるときは、提示してください。
- センターに連絡なしに、会員同士で活動を行わないでください。
(活動を行うときは必ずセンターに連絡してください)
- センターに事前連絡のない活動は、補償保険の適用はされません。
- 住所、電話番号など、変更があった場合は、センターに連絡してください。
- 退会の場合は、会員証を添えて、退会届を提出してください。

おねがい会員

- 依頼した内容以外の活動は頼まないでください。
- 気になることがあれば、事前にまかせて会員に伝えておき、トラブルや事故が生じないようにしましょう。
- 依頼する当日は、子どもの健康状態を十分に把握し、まかせて会員に伝えましょう。
- 活動終了後、定められた利用料をまかせて会員に渡してください。
- おやつや食事が必要な場合は、十分打ち合わせをしてください。

まかせて会員

- 活動中に事故が生じた場合は、速やかに保護者に連絡をしてください。また、センターにも必ず連絡してください。
- 活動終了後は、活動報告書を作成し、センターに提出してください。
- 感謝の心を忘れないように心掛けましょう。
- センターの実施する講習を受けていただきます。
- 送迎については原則、徒歩及び公共交通機関で対応してください。
- 事故防止のため、安全チェックリスト（9ページ）による確認をお願いします。

7 利用料金の基準

活動時間	1時間あたりの利用料金
月曜日～金曜日《午前7時～午後7時》	600円
月曜日～金曜日《上記以外の時間》	700円
土曜日・日曜日・祝日	700円

- 最初の1時間まではそれに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を越える活動については、30分以内の場合は上記の半額とし、30分を超え1時間までは1時間の金額とします。
- 一人のまかせて会員に二人以上の子どもを預ける場合は、二人目から半額とします。
- 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

援助時間は次のとおり算定します。

- 子どもを家庭で預かる場合は、まかせて会員が子どもを預かった時からおねがい会員に引き渡したときまで
- 保育施設等の送迎は、まかせて会員が子どもを預かった時から、保育施設等へ送り届けたときまで及び保育施設等から子どもを預かったときからおねがい会員に引き渡したときまで

依頼の取り消しについて

- 前日までの取消しは無料です。当日取り消しの場合は予定利用額の半額を支払います。
- 無断取り消しの場合は全額を支払います。

実費について

- 食事（ミルク代）、おやつ代、オムツ代等についてはおねがい会員が実費を支払います。
- 送迎は、公共交通機関、またはタクシーを利用し、その実費はおねがい会員が支払います。



8 活動にあたって

安全への対応

子どもの事故は、ちょっとした気配りで防ぐことができます。会員一人ひとりが十分注意を払って、相互援助活動を安全に行ってください。

子どもから目を離さないで！

子どもは大人が考えていないような行動をすることがあります。決して、目を離さないようにしましょう。

子どもの目線でもう一度確認を！

子どもの手の届くところに危険なものやタバコ、ポットなどを置いていませんか。また、誤飲につながる小物や薬品なども置いていませんか。子どもの目線になってもう一度確認しましょう。

家の中で事故の起こりやすいところはないですか？

階段、ドア、風呂場、台所、ベランダなど、常に安全に気を配り事故が起こらないように、活動前は必ず安全チェックリスト（9ページ）で周りの環境を確認しましょう。



病気やケガへの対応

援助活動中に、預かっている子どもが急に熱を出したり、ケガをするなどの異常が認められたときは、まず、まかせて会員自身が落ち着いて次の行動をとるようにしましょう。

1. おねがい会員に連絡をする。

子どもの様子や状況をできるだけ詳しく説明してください。
落ち着いて順序よく伝えましょう。



2. おねがい会員の指示を受ける。

緊急を要する場合でなければ、まずおねがい会員と相談し、対応しましょう。おねがい会員は必要な指示を分かりやすく伝えてください。独自の判断で投薬や、医療機関の受診はさせないでください。

3. 緊急を要するけがや病気の場合は、119番へ通報。

救急車が来るまでの手当の方法を聞き、それに従ってください。医療機関へ連れて行く際は、必ず事前打ち合わせ票を持参してください。

4. センターに連絡をする。

保険の手続きを行う必要上、病気やケガへの対応が済み次第、センターに報告してください。

安全チェックリスト

各項目の（はい、ときどき、いいえ）の当てはまるところに○印をつけてください。

（事前）

1. 火災や地震の際の避難方法を考えていますか。	はい		いいえ
2. 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。	はい		いいえ
3. ドアがバタンと閉まらないような対策をしていますか。	はい		いいえ
4. タバコ、薬、マッチ、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いてありますか。	はい	ときどき	いいえ
5. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。	はい	ときどき	いいえ
6. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。	はい	ときどき	いいえ
7. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。	はい	ときどき	いいえ
8. 暖房としてストーブやファンヒーターを使う際、やけどに気をつけていますか。	はい	ときどき	いいえ
9. 浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人で入らないような対策をしていますか。	はい		いいえ
10. ベランダや窓の側に踏み台となるようなものが置いてありますか。	いいえ		はい

（事後）

11. 子どもだけにして家を留守にすることがありますか。	いいえ	ときどき	はい
12. 子どもをソファやベッドなど高いところに置いたときは、目を離さないようにしていますか。	はい	ときどき	いいえ
13. 子どもを抱いているとき、タバコを吸ったり熱いものを飲むことがありますか。	いいえ	ときどき	はい
14. 自動車の中に子どもを1人しておくことがありますか。	いいえ	ときどき	はい
15. いつも子どものいるところを確認していますか。	はい	ときどき	いいえ

○印が右側、又は真ん中についた場合はもう1度安全について考えてください。

9 補償保険制度について

坂町ファミリー・サポート・センターでは、会員相互の万一の事故に備えて「ファミリー・サポート・センター補償保険（育児）」に加入しています。会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子ども傷害保険」の3つの保険に加入することになります。

（保険料については、センターが負担します）

サービス提供会員障害保険

内 容

まかせて会員が、援助活動の提供中や、援助活動を提供するため自宅とおねがい 会員の子ども宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、突発的に発生する予知されない事故により障害を被った場合に補償するものです。

（補償例）

- まかせて会員が、子どもの食事を調理中、やけどをした。
- まかせて会員が、子どもを預かりに行く途中、自動車事故にあってけがをした。

（対象にならない主な障害）

- 故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った被害
- 酒酔運転、無資格運転中に被った被害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波などで被った被害
- 戦争、暴動などによって被った障害
- むち打ち症または腰痛で他覚症状のないもの
- 細菌性食物中毒
- その他（靴ずれ、しもやけ、日焼け等）



保険金の種類	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	500万円	偶然な事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合（事故により直ちに死亡した場合も含む）
後遺障害保険金	障害の程度により 500万円～15万円	偶然な事故によりケガをし、事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
手術保険金 （1日あたり）	3,000円	偶然な事故によりケガをし、平常の業務に従事することまたは平常の生活が出来なくなり、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合
通院保険金	3,000円×所定倍率	偶然な事故によりケガをし、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院において手術を受けた場合
通院保険金 （1日あたり）	2,000円	偶然な事故によりケガをし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に通院した場合

賠償責任保険

内 容

まかせて会員が、援助活動中の監督ミスや提供した飲食物等が原因で、保険期間中に日本国内において第三者（おねがい会員の子どもを含む他人。なおまかせて会員と同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償金等をてん補限度額の範囲内で補償するものです。

（補償例）

- まかせて会員の不注意でお湯がこぼれ子どもに大やけどをさせてしまったことにより賠償請求を受けた場合。
- まかせて会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒を起こしたり、やけどを負ったりしたことにより賠償請求を受けた場合等

(対象とならない主な障害)

- 故意
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災や戦争、暴動
- 同居親族に対する賠償責任
- 預かっていた他人の財物についての賠償責任（現金は除きます）
- 心神喪失に起因する賠償責任
- 自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任等

てん補限度額（補償額）

保険金の種類	てん補限度額	保 険 金 の 内 容
施設賠償責任保険 生産物賠償責任保険	対人・対物賠償金 2億円	損害賠償金（賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の訴訟費用）、求償権の保全・行使の費用、保険会社の要求する協力費用で事前に保険会社の承認を得たもの。
初期対応費用	500万円 （見舞金・見舞い品は10万円）	担当者の派遣費用・事故現場の保存費用等を賠償責任の有無にかかわらずお支払いします。 事故が他人への損害である場合で、被害者に支払う見舞金（香典を含みます）または見舞い品の購入費用。なお、その額及び用途が社会通念上妥当なものに限ります。
訴訟対応費用	1,000万円	万一訴訟になった場合、訴訟費用（弁護士報酬等）に加えて、応訴のために合理的に必要な内部的費用。
受託者賠償責任保険	10万円	おねがい会員から預かった現金が盗難にあった場合に対象となります。

普通損害保険

内 容

おねがい会員の子どもが援助活動を受けている間に、突発的に発生する予知されない事故によって障害を被った場合に、まかせて会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

(補償例)

- 子どもが階段から落ち、ケガをした等

(対象とならない主な損害)

- サービス提供会員障害保険と同じです。

保険金額

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	300万円	偶然な事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
後遺障害保険金	障害の程度により 300万円～9万円	偶然な事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
入院保険金 (1日あたり)	2,000円	偶然な事故により事故によりケガをし、平常の業務に従事することまたは平常の業務が出来なくなり、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合
手術保険金	2,000円	偶然な事故によりケガをし、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院において手術を受けた場合
通院保険金 (1日あたり)	1,000円	偶然な事故によりケガをし平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に通院した場合



坂町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第1条 坂町ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）は、ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）に会員の登録をした育児の援助を行いたい者（以下「まかせて会員」という。）及び育児の援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）が会員相互の育児に関する援助活動（以下「相互援助活動」という。）を行うことにより、子育て家庭に対する支援環境を整備することを目的とする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、坂町とし、事業の円滑な運営のためセンターを置く。ただし、町長は、この事業を適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者等に委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 センターの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員の募集、登録等に関すること。
- (2) 相互援助活動の調整に関すること。
- (3) 相互援助活動に必要な知識の習得に関すること。
- (4) 会員相互の交流の促進に関すること。
- (5) 関係機関、施設等との連絡調整に関すること。
- (6) 事業の広報に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的の達成に必要と認められること。

(開設時間及び休業日))

第4条 センターの開設時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) その他センターが特に必要と認める日

(会員資格)

第5条 まかせて会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する満20歳以上の者
- (2) センターが実施する講習会を受講し、履修課程を修了していること。ただし、保育士又は看護師の資格を有する者及びセンターが特に受講を要しないと認める者については、この限りでない。
- (3) 心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる者であること。
- (4) センターが実施する研修会その他関係行事等に参加することができる者であること。

- 2 おねがい会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 町内に住所を有する者（町内の事業所等に勤務する者を含む。）であること。
 - (2) センターが実施する研修会その他関係行事等に参加できる者であること。
 - (3) 原則として、同居のおおむね生後6か月から小学校6年生までの児童（以下「対象児童」という。）がいること。
- 3 まかせて会員とおねがい会員は、これを兼ねることができる。
- （会員の責務）

第6条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 誠実に相互援助活動を行うこと。
 - (2) 援助活動により知り得た他人の家庭の事情等について、プライバシーを侵害し、又は秘密を漏らさないこと。退会した後も、同様とする。
 - (3) 会員の地位を利用して政治活動及び宗教活動を行わないこと。
 - (4) 援助活動において、営利等を目的とする行為を行わないこと。
 - (5) 前各号に掲げる事項のほか、センターの目的に反する行為を行わないこと。
- （会員登録）

第7条 会員になろうとする者は、会員登録申込書（会員票）（別記様式第1号）をセンターに提出しなければならない。

- 2 センターは、前項の規定による申込みがあったときは、内容を審査し、登録を認めるときは、申込者に会員証（別記様式第2号）を交付するものとする。
- （退会）

第8条 会員をやめようとする者は、退会届（別記様式第3号）をセンターに提出するとともに、第5条の規定により交付された会員証を返還しなければならない。

（アドバイザー）

第9条 センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、センターに置き、第3条に規定する業務及び次に掲げる業務を行う。
- (1) サブ・リーダーの育成及び指導に関すること。
 - (2) 相互援助活動の相談に関すること。
 - (3) 事業の事務処理に関すること。

（サブリーダー）

第10条 センターは、援助活動の円滑な実施のため必要があると認めるときは、会員の中にサブリーダーを置くことができる。

- 2 サブ・リーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡、調整等を行う。
- （相互援助活動の内容）

第11条 相互援助活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保育所、幼稚園（これらに類似する施設を含む。）、小学校及び留守家庭児童会（以下「保育施設等」という。）の保育開始時間まで児童を預かること。
- (2) 保育施設等の保育終了後、児童を預かること。

- (3) 保育施設等と援助活動を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
- (4) 児童の軽度の病気、保育施設等の休日その他の事由がある場合において、臨時的に終日児童を預かること。
- (5) 冠婚葬祭や買い物等の外出及びおねがい会員の世帯の他の子どもの学校行事の際に児童を預かること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、おねがい会員の仕事と育児の両立を図るために必要な援助活動を行うこと。

2 対象児童を預かる場合は、まかせて会員の自宅において行うものとする。ただし、会員との間で合意が得られた場合は、おねがい会員の自宅において行うことができる。

3 宿泊を伴う相互援助活動は、行わないものとする。

(相互援助活動時間)

第12条 相互援助活動における活動時間の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 対象児童をまかせて会員の自宅等において預かる場合 まかせて会員が対象児童を預かった時からおねがい会員が対象児童を迎えに来た時まで

(2) 保育施設等への送迎の場合 まかせて会員が対象児童を預かった時から保育施設等に送り届けた時まで又はまかせて会員が対象児童を保育施設等からおねがい会員へ引き渡した時まで

(相互援助活動の実施方法)

第13条 おねがい会員は、援助を受けようとするときは、3日前までにセンターに対して援助の申込みをするものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 センターは、前項の申込みがあったときは、援助の内容、日時等を審査し、援助の必要があると認めるときは、まかせて会員に援助の実施について通知するものとする。

3 おねがい会員は、前項によりセンターが認めた援助の内容以外の援助を求めてはならない。

4 おねがい会員は、援助の内容について、まかせて会員と事前に打ち合わせを行うものとする。ただし、緊急及び打合せをする必要がないとセンターが認めるときは、この限りでない。

5 まかせて会員は、相互援助活動の実施後、相互援助活動報告書(別記様式第4号)に活動内容を記録し、おねがい会員の確認を受けなければならない。

6 まかせて会員は、相互援助活動を実施した日の属する月の翌月5日までに、センターへ前項の報告書を提出するものとする。

7 相互援助活動は、まかせて会員1人につき、おねがい会員1人を原則とする。

(報酬等)

第14条 おねがい会員は、まかせて会員に対し、相互援助活動終了後に別表に定める報酬額に相互援助活動に要した時間数を乗じて得た額を速やかに支払うものとする。

2 報酬等の授受については、会員間で行うものとする。

3 交通費は、おねがい会員が実費を支払うものとする。

4 食事、乳児用ミルク、おやつ、オムツ、着替え等対象児童の日常生活に必要なものは、おねがい会員が準備するものとする。

(保険)

第15条 センターは、まかせて会員及びおねがい会員の相互援助活動中の事故に備え、子育て相互援助活動補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険加入に要する保険料は、センターが負担するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第14条関係)

活動日	活動時間帯	報酬額 (1時間あたり)
平日	7時から19時まで	600円
(月曜日から金曜日まで)	上記以外の時間	700円
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで	終日	700円

備考

- 1 最初の1時間までは、それに満たない場合であっても1時間とみなす。
- 2 1人のまかせて会員に2人以上の対象児童を預ける場合は、2人目から半額とする。
- 3 最初の1時間を経過した後は、30分以内の時間については報酬額の半額を、30分を超えて1時間までの時間については1時間当たりの報酬額を加算する。
- 4 相互援助活動申込後の取り消しについては、次のとおりにおねがい会員が支払う。
 - (1) 前日までの取り消しの場合 無料
 - (2) 当日取り消しの場合 相互援助活動の申込みに係る報酬の2分の1の額
 - (3) 無断取り消しの場合 相互援助活動の申込みに係る報酬の全額

坂町ファミリー・サポート・センター入会申込書(会員票)

様

平成 年 月 日

次のとおり申し込みます。

本申込書記載情報が、会員に提供されることに同意します。

*全員記入してください。

写真貼付

3cm×2.5cm
写真の裏には
氏名を記入し
てください。

会員種別	1 おねがい会員	2 まかせて会員	3 両方会員 (いずれかに○印をつけてください。)			
ふりがな			生年月日	年 月 日	職 業	1 常勤 2 パート 3 自営業 () 4 無職 5 その他
氏 名			◎	() 歳		
住 所	〒 -		電話番号	() -		
			Fax番号	() -		
			携帯番号	-		
			e-mail			
勤務先住所	〒 -		同居状況	・配偶者 あり なし		人 人
	電話 () -			・子ども		
勤務先名称			緊急連絡先	・その他の家族		人
				・ペット あり (種類) なし		
			電話番号 () -		携帯電話 (統柄) -	

*まかせて会員又は両方会員を希望する方が記入してください。

資 格	1 なし 2 あり 内容 運転免許・保育士・幼稚園教諭 ・ヘルパー その他 ()		活動できる曜日・時間 ○：活動できる △：その時による ×：活動できない								
	ボランティア等の経験 1 なし 2 あり 内容 託児・介護・その他 ()		時間/曜日	日	月	火	水	木	金	土	祝
預かれる お子さんの 年 齢	年 齢	○・△・×	早朝 (～7:00)								
	0歳		午前 (7:00～12:00)								
	1～3歳		午後 (12:00～17:00)								
	就学前		夕方 (17:00～19:00)								
	小学生		夜 (19:00～)								
病後児			特記事項								
		○：可能 △：条件しだい ×：無理									

*おねがい会員又は両方会員を希望する方が記入してください。

援助して ほしい 子どもの 状 況	ふりがな 子どもの名前	生年月日	性別	幼・保・学校など	かかりつけ医療機関 電話番号	特記事項 (アレルギー等)
		H . .	男 女		TEL () -	
		H . .	男 女		TEL () -	
		H . .	男 女		TEL () -	

*事務局記入欄

会員番号	会員登録日	講習会受講状況	備 考	退 会 年 月 日

(表面)

坂町ファミリー・サポート・センター会員証			
氏 名	年 月 日生	男・女	写真貼付
会 員 番 号		会 員	

上記の者は、坂町ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。

平成 年 月 日

広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3番19号 (坂町社会福祉協議会内)

坂町ファミリー・サポート・センター

(裏面)

注 意 事 項
1 援助の依頼及び提供はセンターを通して行ってください。
2 相互援助活動中は必ずこの会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は、提示してください。
3 相互援助活動中に知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはいけません。
4 相互援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。
5 相互援助活動中に事故等が発生したときは、速やかにセンターへ連絡してください。
6 この会員証を紛失したとき又は変更が生じたときは、直ちにセンターへ連絡してください。
7 この会員証を他人に貸したり又は譲渡したりしないでください。
8 退会するときは、必ず会員証をお返してください。

援助活動報告書（おねがい会員控用）

1 援助活動実施日時

日	時	年	月	日 ()
---	---	---	---	-------

2 おねがい会員及び活動時間

会員番号	子どもの名前	年齢	活動時間
		歳 月	: ~ : (時間 分)
氏 名		歳 月	: ~ : (時間 分)
		歳 月	: ~ : (時間 分)

3 援助活動の内容

時刻	事項	子どもの様子など

* 事項欄には、来宅、保育所等への送り迎え、食事、おやつ、排泄、睡眠、遊び、帰宅等を記入してください。

4 報酬等

区分	金額	備考
報酬	円× 時間 = 円 円× 時間 = 円	
交通費		円
その他実費		円 内容 ()
合計		円

まかせて会員 上記のとおり援助活動を実施し、報酬等を受領したので報告します。

会員番号 _____ 氏名 _____ 印

おねがい会員 上記について確認しました。

会員番号 _____ 氏名 _____ 印

自宅付近及び保育所(園)、幼稚園、小学校までの経路の地図を記入してください。

☼メ モ☼

面接票

氏名 _____

面接者 _____

まかせて会員

- ① どのような活動が可能ですか？
保育所(園)、幼稚園、小学校等の送迎
依頼者の希望で相手宅で保育
- ② ご家族に子どもさんはおられますか？
人数は？
年齢は？
- ③ 援助する子どもさんの性別の希望はありますか？
男 女 どちらでも良い
- ④ 兄弟姉妹の時は、何人まで保育可能ですか？
1人 2人 3人

おねがい会員

- ① どのような援助をご希望ですか？
- ② 希望する保育地域がありますか？
自宅の近く 勤務先の近く 保育施設の近く
その他（具体的に）
- ③ まかせて会員宅への送迎はどなたがされますか？
父 母 その他の家族 その他（具体的に）
- ④ どのくらいの頻度で利用する予定ですか？
- ⑤ マッチングの連絡はどこにすればよいですか？
自宅 携帯 職場
- ⑥ 同じ地区にまかせて会員がない場合、どのあたりの地域まで可能ですか？

その他特記事項

ファミリーサポートセンターへの開始連絡

(見本)

<p>◎◎です</p> <p>□□さんのサポートを始めます。</p> <p>△月△日 ○時 ○分</p>
--

※ まかせて会員の方は、サポートを開始する前に必ずファックスまたはメールでセンター（坂町社会福祉協議会）に上記のとおりご連絡ください。

※ 保育所等への迎えに行く場合、まかせて会員の自宅を出発する時間から保険対象ですので、「迎え」の場合は、自宅を出発する時間をお知らせください。

センター（坂町社会福祉協議会）

Eメールアドレス saka-shakyo@ab.wakwak.com

ファックス番号 082-820-1057

電話番号 082-885-2611

投 薬 依 頼 書

平成 年 月 日

保護者に代わって次のとおり投薬をお願いします。

会員番号 () 保護者氏名

子どもの名前

※必要なものは○で囲んでください。

病 院 名	病院 (医院)
病 名	
薬 の 用 途	風邪 ・ 咳 ・ 下痢 ・ 中耳炎 その他 ()
与 薬 時 間	食前 ・ 食後 ・ 食間 (時頃) その他 ()
外 用 薬 の 使 用 法	
特 記 事 項	

